

令和3年度の主任介護支援専門員更新研修の受講要件について

○令和3年度の研修対象者

修了年度	研修名	研修修了年月日	主任介護支援専門員 有効期間満了日
平成28年度	主任介護支援専門員研修	平成28年11月3日	令和3年11月2日
	主任介護支援専門員更新研修	平成28年12月5日	令和3年12月4日
平成29年度	主任介護支援専門員研修	平成29年9月21日	令和4年9月20日
	主任介護支援専門員更新研修	平成29年12月11日又は18日	令和4年12月10日又は17日

○受講要件

当該研修修了日から令和3年3月31日までに、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者

- (1) **介護支援専門員に係る法定研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者**
・実務研修の見学・観察実習指導者（主任介護支援専門員）は、2年の実績があること
- (2) **地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等(表1)を年間4回以上受講した年が2年以上ある者**
注1)「年間」とは4月1日から翌年3月31日を1年間と数えること（年度単位）。
注2) 前回の主任更新研修をみなし受講者として受講した者について、すでにカウントした法定外研修はカウントできない。
注3) 平成28年度の当該研修修了者で、令和元年度までの間に対象となる法定外の研修等を年間4回以上受講した年が1年あるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、年間4回以上の受講を達成できなかった者は、令和3年度にその不足回数分の受講修了後、速やかに県に報告することを条件に、この要件に該当するとみなす。
- (3) 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- (4) 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- (5) (1)～(4)以外で、主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者（表2）

【表1】 法定外の研修等：研修時間は概ね2時間以上で、講師による研修であること

	主体	研 修	備 考
1	香川県	(1) 地域別主任介護支援専門員連絡勉強会 * 相互の意見交換のみの勉強会は含まない。 (2) フォローアップ研修会（県全体）※令和元年度まで	各地域2回程度 （5地域）
2	香川県介護支援専門員協議会（専門職団体）	(1) 講演会 } 介護支援専門員の資質向上に関する内容 (2) 研修会 } (3) 県委託事業：研修会	年1回 年1～2回程度 県委託（3回）
		(4) 合同研修会（歯科医師会、その他） * 介護支援専門員が <u>ケアマネジメント等を実施する上で必要な内容</u> であること。	随時
3	市町地域包括支援センター	研修会（講師による研修） * 介護支援専門員が <u>ケアマネジメント等を実施する上で必要な内容</u> （社会資源等情報提供は除く）であること	各市町で設定
4	かがわ健康福祉機構研修部	施設介護支援専門員専門研修	年1回
5	日本ケアマネジメント学会	日本ケアマネジメント学会	
6	日本介護支援専門員協会	(1) 研修会 (2) ブロック研修会	
7	高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会	リーダー職員研修会（対象：主任介護支援専門員）	検討委員会で承認された研修会のみ

【表2】

「(5) 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者」とは、次の推薦基準のいずれかに該当する者のうち、県または市町が推薦する者とする。

①市町が実施する介護支援専門員を対象とした研修会の講師等資質向上に関わっている者。	i) 市町の研修の企画、研修の講師及びファシリテーター等の役割を務めている者。
	ii) 市町で事例検討会等でのケアプランの指導をしている者。
	iii) 市町が実施するケアプランチェックについて支援等している者（市町の依頼）。
②主任介護支援専門員としての活動を積極的にしていると認められる者。	i) 同行支援事業等で新任期の介護支援専門員に対するアドバイザーとして活動している者。
	ii) 地域別主任介護支援専門員連絡勉強会等の主任介護支援専門員を対象とする研修会の企画運営を実施している者（参加のみは除く）。